

# 山口県報

平成23年  
6月3日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
救急病院の認定(地域医療推進室)	一
道路の位置の指定(建築指導課)	一
公告	二
大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	二
大規模小売店舗舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	三
土地改良区役員の届出(農村整備課)	三
県管轄小野地区経営体育成基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)	四
基本測量の実施(監理課)	四
基本測量の実施の終了(監理課)	四
公共測量の実施の終了(監理課)	五
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	五
人委規則	五
職員の特別休暇の特例に関する規則	五
学校職員の特別休暇の特例に関する規則	五
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	六
学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	六
公安委告示	六
警備員指導教育責任者講習の実施	六
監査告示	六
外部監査人の補助者の氏名等	八
企業管理規程	八
山口県企業局職員の特別休暇の特例に関する規程	八
山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程	八
雑報	八

県報の正誤(平成十八年六月二十三日山口県公告(三三八))



### 山口県告示第二百四十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十三年六月三日

山口県知事 二井 関成

名 称	所 在 地	認 定 が 効 力 を 有 す る 期 限
医療法人米沢記念桑陽病院	防府市車塚町三番一〇号	平成二六、五、一六
財団法人防府消化器病センター	防府市胃腸病院 駅南町一四番三三三号	" "

### 山口県告示第二百四十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年六月三日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	道路の敷地となる土地の面積(平方メートル)
下松市望町三丁目二八四の三五及び二二八五の八	六・〇	一八・三	一一・八五



(一六五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十三年六月三日から同年十月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年六月三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・モール周南、星プラザ  
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目一番一号 野田 亨  
下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社ANGEL	—

四 届出年月日

平成二十三年五月十八日

五 変更年月日

平成二十二年二月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・モール周南、星プラザ  
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目一番一号 野田 亨  
下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 金織 俊弘  
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社時宝堂	—

四 届出年月日

平成二十三年五月十八日

五 変更年月日

平成二十二年八月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・モール周南、星プラザ  
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目一番一号 野田 亨  
下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	神足 孝志
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	一 周南市須々万本郷二二九〇の

四 届出年月日

平成二十三年五月十八日

五 変更年月日

平成二十三年三月二十六日

(一六六) 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年六月三日から同年十月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年六月三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・モール周南、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目一番一号

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号 野田 亨 金織 俊弘

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	神足 孝志	午前一〇時	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	"	午後九時	午後一〇時

四 届出年月日

平成二十三年五月十八日

五 変更年月日

平成二十三年六月一日

(一六七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十三年六月三日

一 就任した役員

土地改良区の名 宇部市広瀬土地改良区 理事の別 氏名 住 所

河崎 郁男 宇部市大字広瀬六四八

藤井 信行 " 五九七

藤井 茂文 " 六四二

河崎 敏男 " 一〇四の一

藤井 卓 " 大字沖の旦八五一の四

藤井 有信 " 大字広瀬五九〇

坂田 耕作 " 六二三

坂田 忠行 " 六二六の一

関谷 利彦 " 八九の四

松永 善幸 " 大字吉見七八七の一

岸田 家康 " 五六一

岡本 正晴 " 一一五三

上原 純造 " 八〇九

上原 祐輝 " 八三五

吉村 寛總 " 一一〇七の二

平中 寛 " 七九〇の一

阿武郡阿武町福田土地改良区 小島 勝文 阿武郡阿武町大字福田下二八〇

二 退任した役員

土地改良区の名 宇部市広瀬土地改良区 理事の別 氏名 住 所

重富 帯刀 宇部市大字広瀬八一九

尾山 誠 " 七〇三

河崎 郁男 " 六四八

河崎 逸郎 " 五九二の二

藤井 信行 " 五九七

藤井 茂文 " 六四二

藤井 卓 " 大字沖の旦八五一の四

坂田 忠行 " 大字広瀬六二六の一

山口県知事 二井 関成

宇部市関口土地改良区	理	関谷 利彦	八九の四
〃	〃	松永 善幸	〃
〃	〃	岸田 家康	大字吉見七八七の一
〃	〃	岡本 正晴	五六一
〃	〃	上原 純造	一二五三
〃	〃	上原 祐輝	八〇九
〃	〃	吉村 寛總	八三五
〃	〃	平中 寛	一二〇七の二
〃	〃	藤森 孝夫	七九〇の一
由宇土地改良区	監	岩国市由宇町三〇二	
阿武郡阿武町福田土地改良区	監	阿武郡阿武町大字福田下三三四	

(二六八) 県営小野地区経営体育成基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営小野地区経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年六月三日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間

平成二十三年六月六日から同月二十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二六九) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十三年六月三日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(標高データ及びオルソ画像作成)

二 作業の地域

萩市見島

三 作業の期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成二十三年五月九日から平成二十四年三月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量(国土調査に伴う基準点測量)

二 作業の地域

下関市、山口市及び萩市

三 作業の期間

平成二十三年八月一日から平成二十四年二月二十九日まで

(二七〇) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十三年六月三日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(標高データ及びオルソ画像作成)

二 作業の地域

下関市、山口市、防府市、下松市、岩国市、美祢市、周南市及び山陽小野田市

三 作業の期間

平成二十二年四月三十日から平成二十三年三月二十二日まで

- 一 作業の種類  
基本測量（標高データ及びオルソ画像作成）
- 二 作業の地域  
萩市見島
- 三 作業の期間  
平成二十二年九月二十七日から同年十一月十九日まで

(一七二) 公共測量の実施の終了  
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十三年六月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 作業の種類  
公共測量（補助基準点測量）
- 二 作業の地域  
宇部市
- 三 作業の期間  
平成二十二年十一月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(一七二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年六月三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
山陽小野田市大字西高泊字ワカリ
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
宇部市大字西岐波四三九四番地一一

村田 和也



職員の特別休暇の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十三年六月三日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十三号

職員の特別休暇の特例に関する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号。以下「勤務時間規則」という。）の適用を受ける職員がこの規則の施行の日から平成二十三年十二月三十一日までの間に東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における勤務時間規則第十二条第三号の二及び第十五条の規定の適用については、同号中「五日」とあるのは「五日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、イに掲げる活動を行う場合にあつては、七日）」と、同号イ中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同条中「第十二条各号」とあるのは「第十二条各号（職員の特別休暇の特例に関する規則の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の特別休暇の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十三年六月三日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十四号

学校職員の特別休暇の特例に関する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第

八号。以下「勤務時間規則」という。）の適用を受ける学校職員がこの規則の施行の日から平成二十三年十二月三十一日までの間に東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における勤務時間規則第十三条第三号の二及び第十六条の規定の適用については、同号中「五日」とあるのは「五日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、イに掲げる活動を行う場合にあつては、七日）」と、同号イ中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同条中「第十三条各号」とあるのは「第十三条各号（学校職員の特別休暇の特例に関する規則の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月三日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十五号

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同号に次のように加える。

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行う、又は一時的に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第十二条第十三号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月三日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十六号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十一号中「学校職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、学校職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、学校職員が」に改め、同号に次のように加える。

イ 学校職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 学校職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第十三条第十三号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県公安委員会告示第二十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十三年六月三日

山口県公安委員会



一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）  
平成二十三年七月六日（水曜日）から同月十二日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十三日（水曜日）の午前九時から午後六時二十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六條第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）  
平成二十三年七月十一日（月曜日）及び同月十二日（火曜日）の午前九時から午後五時三十分まで並びに同月十三日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第一号に規定する業務（以下「第一号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のオからオまでのいずれかに該当する者  
受講申込書の受付期間  
平成二十三年六月十三日（月曜日）から同月十七日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先  
山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法  
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類  
(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

(二) 二の(一)のオに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第一号警備業務従事証明書」という。）  
二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八條の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八條の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書

(三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一七）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。



山口県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

平成二十三年六月三日

山口県監査委員

氏名	住 所	期 間
水谷 芳昭	下松市旗岡五丁目六番二七号	平成二十三年六月三日から平成二十四年三月三十一日まで
田中 博之	下関市形山みどり町六番六号	〃
古林 照己	下松市北斗町三番一〇三号	〃
森永 晃仁	光市中村町二七番一四一〇二号	〃
品川 充洋	岩国市今津町四丁目一六番五一三〇二号	〃
寺田 寛	山口市宮野下七九の四	〃



山口県企業管理規程第一号

山口県企業局職員の特別休暇の特例に関する規程を次のように定める。

平成二十三年六月三日

山口県公営企業管理者 藤部 秀 則

山口県企業局職員の特別休暇の特例に関する規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号。以下「就業規程」という。）の適用を受ける職員がこの管理規程の施行の日から平成二十三年十二月三十一日までの間に東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における就業規程第十号第三号の二の規定の適用については、同号中「五日」とあるのは「五日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、イに掲げる活動を行う場合にあつては、七日）」と、同号イ中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」とする。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

山口県企業管理規程第二号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十三年六月三日

山口県公営企業管理者 藤部 秀 則

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同号に次のように加える。

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行うい、又は一時的に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第十条第十三号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附 則



五	ページ
上	段
表中	箇所
平中 寛・	誤
平中 寛。	正

正  
誤  
平成十八年六月二十三日山口県公告(三三八)(土地改良区役員の届出)



この管理規程は、公布の日から施行する。

平成二十三年六月三日印刷  
発行

発行  
行人所

山口県知事  
山田 隆